◎新潟県告示第1291号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第２条第３項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

産業立地促進地域の名称	区　　域	指 定 年 月 日
南魚沼市泉新田地域	南魚沼市泉新田の一部	平成29年12月１日
南魚沼市上原地域	南魚沼市上原の一部	平成29年12月１日
南魚沼市新堀新田地域	南魚沼市新堀新田の一部	平成29年12月１日
南魚沼市山崎新田地域	南魚沼市山崎新田の一部	平成29年12月１日
新堀新田・田崎工業団地	南魚沼市新堀新田の一部 南魚沼市田崎の一部	平成29年12月１日
大福寺工業団地	南魚沼市長崎の一部	平成29年12月１日
二日町工業団地	南魚沼市二日町の一部	平成29年12月１日
三用工業団地	南魚沼市山崎新田の一部	平成29年12月１日